

2021（令和3）年度
府中多摩川通り住宅自治会
通常総会議案書

日時 2022年6月19日（日）
午前10時開始
会場 4号棟1階いこいの広場

報 告

2021（令和3）年度報告

議 案

- 第1号 2021（令和3）年度会計報告と監査報告
第2号 2022（令和4）年度会計予算案
第3号 役員選任

府中多摩川通り住宅自治会

目 次

自治会総会開催にあたって.....	1
2022（令和4）年度から対応変更になる事項について.....	2
管理組合渉外理事報告（自治会業務担当）.....	3
府中多摩川通り住宅 お助け隊実績報告.....	5
2021（令和3）年度グリーンクラブ会計報告.....	6
第1号議案 2021（令和3）年度会計報告と監査報告.....	7
第2号議案 2022（令和4）年度会計予算案.....	10
第3号議案 役員選任.....	11
資料.....	12
府中多摩川通り住宅自治会規約.....	13
資源物回収事業奨励金交付申請期限.....	17
府中市公園清掃業務委託関連資料.....	18
ゆうちょ銀行口座情報.....	27

自治会総会開催にあたって

1989年2月10日に府中市に対して自治会設立届が提出されました。

府中市の自治会委託業務を受託するための暫定措置であったはずですが、当時の委託業務というのは当住宅に隣接する「多摩川是政公園」の清掃業務だけでした。

その後、管理組合側の議案で「府中市からの委託業務」は管理組合理事会が担うことになりました。

ここまでは問題なかったとは思いますが、「府中市からの委託業務」を担うだけのはずの管理組合理事会がなぜか「自治会業務」を担うという形で間違っただけで業務引継ぎされてしまい、いつの間にか居住者の中での意識が固定化してしまいました。

結果として管理組合業務を行うはずの理事会が自治会業務を行うこと、管理会社へ自治会業務を契約外で依頼することが常態化して管理組合業務の間違いが多くなってしまいました。

特に「資源物回収事業奨励金」関連手続き、「府中市公園清掃業務委託料」関連手続き、「府中市自治振興委託」関連手続きの全てを日本総合住生活株式会社（以下J S）窓口業務として契約外に行っていた問題が分かっており、本来自治会（現実的には理事会）が行うべきだった業務を「理事会業務支援」として管理組合業務委託に含めるという間違っただけで運用まで行うに至りました。

管理組合総会、自治会総会について議案書と議事録が分離していないという問題により各種手続きにも問題が発生することが多くなりました。それは1989年当時から現在に至るまでに、法令、銀行取引、各種外注取引上の「取り決め」が変わったことに気付いていなかったことに由来します。

「これまで問題がなかった」と言われる管理組合員、居住者の方々は「問題があることを知らなかった」だけであり、「問題がなかったからこのままで良い」という認識は改めて頂きたいと存じます。

2022年2月20日に開催した「自治会臨時総会」時点では「自治会規約が存在しない」ために管理組合規約を踏襲して総会運営、議決権行使などを行いましたが、自治会規約制定ができましたので本総会からは自治会規約に則った形での開催となります。以下、報告と総会議決権行使について説明します。

1. 総会の議事は総会出席者の過半数で決めます（規約第12条）
2. 委任での出席は可能ですが、管理組合の議決権とは異なり書面による議決権行使は行いません
3. 臨時総会での議案の目的であった「ゆうちょ銀行」口座は無事に2022年3月に開設出来ました
4. 多摩信用金庫からゆうちょ銀行への資金移動については、外部への届け出が完了してゆうちょ銀行への入金のみになった段階で行います

会長 坂本裕司（2-102）

2022（令和4）年度から対応変更になる事項について

まずは、お詫びする事項について説明します。

2022年資源物回収事業奨励金の第1期（1月～3月分）の交付申請は5月2日が期限でしたが、こちらの認識不足により期限までに申請できませんでした。府中市に交渉しましたが受け入れてもらえず、1期分の奨励金は交付されないことになりました。これにより、2022年度自治会収入が減ることになります。※自治会会計は「現金主義」によるため、府中市の年度処理と異なります。

本件については申請書類の管理、申請手続きをJS窓口からの引継ぎに関してのこちら側の不備です。誠に申し訳ありませんでした。

以下、本件を含めた自治会として府中市との間での契約事項と各種手続き期限です。

府中市委託業務	2021年度まで (JS窓口対応)	2022年度以降 (原則自治会対応)
公園清掃業務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事務手続き 2. 契約上月2回以上の清掃業務が必要で、そのうち1回は理事会、もう1回以上はクリーンメイトが対応 3. 業務完了報告書提出（年3回） 4. 会計報告書提出（年1回） 5. 落ち葉の銀行関係申請 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事務手続き（当面は理事会） 2. 月2回の清掃は2回とも当面は理事会対応とする ※公園清掃後のゴミ袋は月2回収される（第2・4月曜） 3. 業務完了報告書提出（年3回） （当面は理事会） 8月初旬、12月初旬、4月初旬 4. 会計報告書提出（年1回）（当面は理事会） 5. 落ち葉の銀行関係申請
資源物回収業務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事務手続き 2. 申請手続き（年4回） 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事務手続き（当面は理事会） 2. 申請手続き（年4回）（当面は理事会） 4月末、7月末、10月末、1月末
自治振興委託業務	<p>毎年3月初旬に府中市から自治会長宛に書類が届くが一旦JS窓口書類を渡して処理を依頼。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自治会等概要書 2. 請求書兼口座振替依頼書 3. 記載内容確認書 4. 通帳の写し 	<p>3月初旬に自治会長宛に届く書類を自治会長が自発的に処理。 書類は同左。 提出期限は過去の書類では4月末となっているが実際には6月に処理している記録あり。 4月末までに処理を行えば確実。</p>

管理組合渉外理事報告（自治会業務担当）

1. 集会所利用

(4号棟2階)

	有料	無料	合計
洋室	5件	20件	25件
和室	0件	0件	0件

(いこいの広場)

グリーンクラブ	8件
卓球クラブ	11件
おたすけ隊	7件
営繕委員会	3件
包括支援センター	2件
その他	1件

(参考)

利用人数	465名
卓球台利用	50名
合計	515名

*いこいの広場は前年度より引き続きコロナウィルス感染回避の為、一部の定期活動団体以外は利用制限されています。

2. 住民の便宜を図る活動

- ・ 弔慰金のお届け
- ・ 10月30日 ハロウィンにちなみ15歳までの児童にお菓子の配布（自治活動行事の中止が続いた為）
- ・ 12月 カレンダー、手帳などのBOXを設置

3. 自治振興業務委託料の申請

4. 近隣町内会との交流

- ・ 盆踊り大会 リムザフェスタ中止
- ・ 是政八幡神社「例大祭」中止

- ・ 是政八幡神社「新嘗祭」慶弔金お届け
- ・ 是政八幡神社「元旦祭」慶弔金お届け
- ・ 是政南町会長葬儀に出席

5. 是政文化センター圏域コミュニティー協議会参加
 - ・ 11月9日 第4回常任理事会
(伝承部会行事)
 - ・ 12月11日 「クリスマスの集い」
 - ・ 1月8日 「まゆだまの集い」
(35名の児童募集で開催する)
 - ・ 4月5日 令和4年度第一回常任理事会
 - ・ 4月19日 令和4年度是政ゴミ協總會

6. 高齢者対策
 - ・ 府中市配布の「冷えピタ」とチラシを熱中症予防対策として、90名分を7月から8月にかけて配布
 - ・ 高齢者地域支援連絡会に出席

7. 掲示物
 - ・ 矢崎小だより
 - ・ 包括支援センター「これまさだより」
 - ・ 是政八幡神社祭事予定
 - ・ グリーンクラブ活動報告

* 2022年度から、管理組合理事会渉外担当業務は自治会へ移行となります。

総務（管理組合理事会渉外） 太田(2-223)

府中多摩川通り住宅 お助け隊実績報告

お助け隊は2019年10月から始まり現在まで約2年半が経過しました。

隊員は当初14人で発足しました。途中から辞められた方コロナ等で休会中の方もいて、現在11人で活動しています。

活動内容は、電球の交換、ゴミ出し、重い物の移動、粗大ゴミの排出、掃除や簡単な修理など、「お助け隊通信」を出し広報してきました。実績を見ると、パソコンの修理や調整、カウンターの修理や設置、ベランダの掃除、購入した運動器具の組み立てなど様々な要望がありできる限り対応してきています。

一番多いのが、毎日のゴミ出しの手伝いで月単位で集計すると延べ60件でした。次は各種修理やカウンターの設置等9件、粗大ゴミの廃棄の手伝いが6件、パソコンの調整が3件、荷物の移動1件となっています。ゴミ出しについては、現在2件が継続中です。

コロナで自宅で過ごすことが増えたためか、パソコン関係の依頼が4件ありました。

実績（2019年10月～2022年4月）は合計81件でした。

① ゴミ出し	60件
② 粗大ゴミ廃棄	6件
③ パソコン設定等	3件
④ 荷物移動等	1件
⑤ ベランダ清掃等	2件
⑥ 修理その他	9件

費用は、ゴミ出し500円（一か月）、粗大ゴミその他通常は500円で、作業が大変な場合（人数が多く必要な場合や長時間の作業）は1000円などとなっています。

修理などに必要な材料等は実費をいただいています。

会計は管理組合、自治会の会計とは別の独立会計になっています。

2021年の4月現在の収支残高は、44,291円となっています。

相談をいただければ、どんなことでもできる限り対応していきたいと考えています。

また、参加いただける方を随時募集しています。

2021 (令和3) 年度グリーンクラブ会計報告

2021 年度グリーンクラブ 会計報告書 (2021 年4月1日 ~ 2022 年3月31日)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
前月繰越額	0	0	5,476	135,476	134,174	134,174	120,711	102,543	92,454	83,460	83,460	83,060	
収入		20,000	130,000										150,000
1 自治会会計より入金		20,000	130,000										0
2 雑収入													0
収入合計	0	20,000	130,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	150,000
支出		13,524		1,302		12,463	16,618	8,291	7,994			20,596	80,788
1 園芸費		13,524		1,302		12,463	16,618	8,291	7,994			20,596	80,788
2 会議費												1,600	1,600
3 印刷費												8,604	8,604
4 交通費		1,000				1,000	1,000	1,000	1,000		400	3,000	8,400
5 雑費							550	798				24,424	25,772
6 自治会会計へ返金		14,524	0	1,302	0	13,463	18,168	10,089	8,994	0	400	24,836	24,836
支出合計		14,524	0	1,302	0	13,463	18,168	10,089	8,994	0	400	83,060	150,000
残高		5,476	135,476	134,174	134,174	120,711	102,543	92,454	83,460	83,460	83,060	0	

会計担当 村瀬貞彰子 (村瀬)

グリーンクラブ会長 葛西千賀 (葛西)

第1号議案 2021（令和3）年度会計報告と監査報告

2021年度会計収支決算
（2021年4月1日～2022年3月31日）

（単位：円）

	項 目	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
収 入	前年度繰越額	3,869,950	3,869,950	0	粗大ゴミシール枠計上
	1 資源物回収事業奨励金	426,310	401,500	△ 24,810	
	2 府中市公園清掃業務委託料	69,600	69,600	0	23,200×3回
	3 府中市自治振興委託料	65,000	65,000	0	@250×260戸
	4 預 金 利 息	37	31	△ 6	
	5 4 号 棟 改 修	0	0		
	6 雑 収 入	12,000	0	△ 12,000	いこいの広場使用料
	単年度収入合計	572,947	536,131	△ 36,816	
	合 計	4,442,897	4,406,081	△ 36,816	
支 出	項 目	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
	1 公園清掃費	50,000	47,116	△ 2,884	
	2 ごみ対策推進委員会運営費	20,000	0	△ 20,000	広報活動促進コピー代等
	3 秋祭り関係諸費用	110,000	7,064	△ 102,936	10月のハロウィンにお菓子配布
	4 サークル活動費	150,000	125,164	△ 24,836	
	グリーンクラブ 予備費	20,000	0	△ 20,000	
	5 府中市災害防止協会年会費	0	0	0	脱会済み
	6 府中市緑の募金	0	0	0	募金せず
	7 自治会関係交際費	50,000	13,995	△ 36,005	近隣自治会への寄付等
	8 矢崎小学校校外活動補助金	0	0	0	
	9 弔 慰 金	70,000	100,000	30,000	
	10 雑 費	10,000	33,644	23,644	
	11 4号棟1階受水槽室改修工事	0	0	0	2019年度府中市助成金を利用して実施
	12 予 備 費	30,000	0	△ 30,000	4号棟備品+設備費等
単年度支出合計	510,000	326,983	△ 183,017		
次年度繰越額	3,932,897	4,079,098	146,201		
合 計	4,442,897	4,406,081	△ 36,816		
単年度収入－支出	62,947	209,148	146,201		

残高明細書

（単位：円）

項 目	現 金	金融機関預け金	粗大ゴミシール（現金）	粗大ゴミシール（金券）	合 計
自治会等	83,196	3,895,902	80,300	19,700	4,079,098

金融機関預け金（預金）明細書

（単位：円）

銀 行 名	預 金 種 目	金 額
多摩信用金庫	普通預金	3,895,902

2022年4月1日

2022年 3月 粗大ゴミシール精算報告

前月よりの繰越現金

72,700 円

	1000円	500円	200円	合計金額
繰越枚数	6 枚	33 枚	24 枚	27,300 円
購入枚数	0 枚	0 枚	0 枚	0 円
販売枚数	3 枚	8 枚	3 枚	7,600 円
残枚数	3 枚	25 枚	21 枚	19,700 円

次月への繰越現金

80,300 円

※ 参考情報

【当初購入枚数】

	1000円	500円	200円	合計金額
枚数	46 枚	72 枚	90 枚	100,000 円

【追加購入枚数】

	1000円	500円	200円	合計金額
枚数	24 枚	82 枚	84 枚	81,800 円

【累計購入枚数】

	1000円	500円	200円	合計金額
枚数	156 枚	452 枚	325 枚	447,000 円

【当初からの累計販売枚数】

	1000円	500円	200円	合計金額
枚数	67 枚	129 枚	153 枚	162,100 円

2021（令和3年）年度会計・監査報告書

(1) 会計決算監査について

2021（令和3年）年度の会計決算について、監査結果を以下の通り報告いたします。

自治会代表により提出された決算書に基づき、収支関係諸帳簿および帳簿類を照合点検した結果、決算計上額はいずれも誤りのない事を確認いたしました。

また、各金融機関より発行された3月末現在の預け金明細書により、普通預金並びに小口預金の残高を照合した結果、決算書に記載の金額と相違ない事を確認いたしました。

(2) 業務執行監査について

2021（令和3年）年度の業務執行について、監査結果を以下の通り報告いたします。

自治会代表より提出された業務報告に基づき、業務執行関係諸議事録および関係書類を照合、点検した結果、業務執行はいずれも正確で誤りのない事を確認いたしました。

2022（令和4）年4月23日

府中多摩川通り住宅自治会

監事（2-926）

監事（2-216）

清水 郁子

金城 寿美子



第2号議案 2022（令和4）年度会計予算案

2022年度会計収支予算
（2022年4月1日～2023年3月31日）

（単位：円）

項 目		2021年度	2022年度	増 減	備 考	
収 入	前年度繰越額	3,869,950	4,079,098	209,148		
	1 資源物回収事業奨励金	426,310	320,000	△ 106,310	1期分申請ミス	
	2 府中市公園清掃業務委託料	69,600	69,600	0	@23,200×3回	
	3 府中市自治振興委託料	65,000	65,000	0	@250×260戸	
	4 預金利息	37	100	63		
	5 4号棟1階受水槽室改修工事	0	0	0		
	6 雑収入	12,000	12,000	0		
	単年度収入合計	572,947	466,700	△ 106,247		
	合 計	4,442,897	4,545,798	102,901		
項 目		2021年度	2022年度	増 減	備 考	
支 出	1 公園清掃費	50,000	50,000	0		
	2 ごみ対策推進委員会運営費	20,000	20,000	0	広報活動促進コピー代など	
	3 秋祭り関係諸費用	110,000	110,000	0		
	4 サークル活動費	150,000	140,000	△ 10,000	管理事務所現金取扱終了に伴い一万円減額し、印刷費及び会議室使用料の都度支払不要とする	
		予備費	20,000	20,000	0	
	5 府中市災害防止協会年会費	0	0	0	脱会済み	
	6 府中市緑の募金	0	0	0		
	7 自治会関係交際費	50,000	50,000	0	近隣自治会への寄付等	
	8 矢崎小学校校外活動補助金	0	0	0		
	9 弔慰金	70,000	70,000	0		
	10 雑費	10,000	10,000	0		
	11 4号棟1階受水槽室改修工事			0	工事費差額を修繕積立特別会計に繰出し	
	12 予備費	30,000	30,000	0		
	13 印刷費	0	50,000	50,000	自治会総会議案書印刷など	
	14 役員活動費		300,000	300,000	ボランティア活動費含む	
	単年度支出合計	510,000	850,000	340,000		
	次年度繰越額	3,932,897	3,695,798	△ 237,099		
合 計	4,442,897	4,545,798	102,901			
単年度収入－支出		62,947	△ 383,300	△ 446,247		

第3号議案 役員選任

規約第7条（役員）を規約第9条（役員を選出）に基づき選出、選任します。

役員を選出には立候補の他、役員会からの推薦を行い、総会での決議により選任します。

立候補者がおらず、役員会からの推薦もできない場合は、当該年度の管理組合役員が兼任をお願いします。

会長	1名
顧問（会長補佐）	1名
総務（総務全般実務）	1名
会計	1名
監事（会計及び事務を監査）	1名

なお、管理組合役員兼任しない場合の役員については以下の活動費（月額）を自治会会計より支払います。管理組合役員が兼任の場合は活動費の支払いはありません。

会長	¥5,000
顧問（会長補佐）	¥3,000
総務（総務全般実務）	¥3,000
会計	¥3,000
監事（会計及び事務を監査）	¥3,000

資料

- 府中多摩川通自治会規約
- 資源物回収事業奨励金交付申請期限
- 府中市公園清掃委託関連書類
- ゆうちょ銀行口座情報

府中多摩川通り住宅自治会規約

(名 称)

- 第 1 条 本会の名称を以下のとおりとする
府中多摩川通り住宅自治会（フチュウタマガワドオリジュウタクジチカイ）
また、略称を以下とする
多摩住自治会（タマジウジチカイ）

(所在地)

- 第 2 条 本会の所在地を以下とする
〒183-0014
東京都府中市是政5丁目19番地の1
府中多摩川通り住宅4号棟

(区域)

- 第 3 条 本会の会員居住区域を以下とする
〒183-0014
東京都府中市是政5丁目19番地の1
府中多摩川通り住宅1号棟～3号棟

(目 的)

- 第 4 条 本会は地方自治の本旨に則り、会員の共同福祉増進、文化の向上、会員同士の相互扶助、親睦融和を図り、自らの意思に基づいて楽しく地域社会の向上に努めることを目的とする

(会 員)

- 第 5 条 本会組織は府中多摩川通り住宅（以下、当住宅という）内に現に居住する居住者（以下、居住者という）を会員として構成する
会員は世帯単位ではなく、世帯を構成する個人を単位とする
2 居住者は入会を希望する旨の届け出により会員となる
3 会員は届け出により退会することができる
4 会員は居住者でなくなった時点で自動的に退会とする

(事 業)

- 第 6 条 本会は前第 4 条の目的を達成するため次の事業を行う
(1) 会員相互の扶助および地域住民との親睦に関すること
(2) 地域、自治体等との渉外に関すること
(3) 防犯・防災に関すること
(4) 環境・衛生に関すること
(5) 周辺環境の整備・清掃に関すること
(6) 青少年の健全な育成に関すること

- (7) 文化、教養及び体育、娯楽に関すること
- (8) その他必要と認めたこと

(役員)

第 7 条 本会には次の役員を置く

会長	1 名
顧問	1 名
総務	1 名
会計	1 名
監事	1 名

(役員の職務)

第 8 条 役員の職務は、以下のとおりとする

- (1) 会長は本会を代表し会務を統括する
- (2) 顧問は会長を補佐する
- (3) 総務は本会の総務全般を行うとともに会長に事故等があったときは職務を代行する
- (4) 会計は本会の会計事務を行う
- (5) 監事は会計及び事務を監査する

(役員の選出)

第 9 条 役員は会員から互選により選出する

- 2 民法上の成人会員が役員候補となる
- 3 会員は役員に立候補することができる
- 4 本人の同意を得た会員を役員に選出することができる
- 5 本人の同意を得た欠席会員を役員に選出することができる

(役員の任期)

第 10 条 本会の役員の任期は1年とする

- 2 再任は妨げない
- 3 任期が満了となった場合は次の役員の選任までは現役員がその任に当たるものとする
- 4 退任する役員の後任者の任期は前任者の残任期間とする
- 5 役員が居住者でなくなった時点で役員はその地位を失う
- 6 任期途中で役員に欠員が生じたときは総会によらず役員会で選出できるものとする

(議決権)

第 11 条 会員の世帯毎に 1 個の議決権を有する

- 2 議決権の行使は基本的に世帯主が行う
- 3 世帯主以外の世帯構成員が議決権行使する場合は出欠届への記載または会議への出席のみで足りるものとする

(総会)

第 1 2 条 総会は会員全員で組織する

- 2 総会は会計年度終了後 3 ヶ月以内に会長が招集する
- 3 会長は必要に応じて臨時総会を開催することができる
- 4 会員は会長に対して臨時総会開催を要求することができる
- 5 会員が要求した臨時総会開催は役員会の決議により可否判断を行う
- 6 総会の議長は原則として会長が務める
- 7 総会の議事は出席者（委任を含む）の過半数をもって決するものとする
- 8 決議結果が可否同数の時は議長が決する
- 9 会長は予算および決算について総会で報告しなければならない
- 10 議長は総会の議事について議事録を作成しなければならない

(役員会)

第 1 3 条 役員会は第 7 条の役員で構成し必要に応じて会長が招集する

- 2 役員は会長に対して役員会の開催を要求することができる
- 3 役員会の議長は原則として会長が務める
- 4 役員会の議事は役員の過半数をもって決するものとする
- 5 決議結果が可否同数の時は議長が決する
- 6 議長は役員会の議事について議事録を作成しなければならない

(総会の議事)

第 1 4 条 総会の議事は次の各号に掲げる事項とする

- (1) 規約の制定、変更または廃止
- (2) 予算、決算に関する事
- (3) 事業に関する事
- (4) 経費に関する事
- (5) 役員選出に関する事
- (6) 本会の解散
- (7) その他必要と認められる事

(役員会の議事)

第 1 5 条 役員会の議事は次の各号に掲げる事項とする

- (1) 総会に関する事
- (2) 名簿および個人情報保護に関する事
- (3) 備品管理に関する事
- (4) 集会所の利用に関する事
- (5) 本会の業務執行に関する事
- (6) 役員会の業務執行に関する事
- (7) 前各項で定めるものの他、本会の運営に必要と認められる事

(会計年度)

第 1 6 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日とする

(収 入)

第 1 7 条 本会の収入は以下とする

- (1) 自治体等からの助成金
- (2) 会員からの寄付金
- (3) 会員以外からの寄付金

(経 費)

第 1 8 条 本会の経費は第 1 7 条の収入をもってこれにあてる

(会 費)

第 1 9 条 本会の会費は徴求しない

(会員の権利)

第 2 0 条 会員の権利は細則で定める

(設 立)

第 2 1 条 本会の設立は以下とする

- (1) 前身自治会名：府中多摩川通り住宅管理組合（区分所有法上の管理組合と同名だが自治会の名称として扱う）
- (2) 設立年月日：平成元年（1989年）2月10日
- (3) 設立根拠：東京都府中市長への自治会設立届提出

(財 産)

第 2 2 条 本会の財産は備品と収入残高とする

- 2 財産の会員への分配は行わないものとする
- 3 退会において既に受領した寄付金等の返金は行わないものとする
- 4 退会において財産分与は行わないものとする
- 5 本会が解散する場合の会員への財産分与は行わないものとする
- 6 本会が解散する場合の備品で不要なものは処分できるものとする
- 7 本会が解散する場合の財産は区分所有法上の府中多摩川通り住宅管理組合へ移管できるものとする

(委 任)

第 2 3 条 本規約に定めるものの他必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める

(細 則)

第 2 4 条 本規約に定めるものの他必要な事項は、別に細則で定める

附則

本規約は、令和4年（2022年）2月20日から施行する。

資源物回収事業奨励金交付申請期限

資源物回収事業奨励金交付申請期限等について

府中市資源物回収事業の奨励金の交付申請は、4・7・10・1月の末日が申請期限となります。(ただし、申請期限にあたる末日が土、日、祝日の場合は直後の開庁日が申請期限となります。)

申請期限を過ぎた奨励金の交付申請は受け付けられないため、奨励金の対象外となりますので、ご注意ください。また、対象外となった奨励金については、資源物回収事業者へも支払いが行えず、事業者の損失ともなるため、期限を守ってご申請ください。窓口でのご提出が難しい場合にはご連絡ください。

また、団体の代表者や担当者が変わられた際には、申請方法や申請期限についての引継ぎを、団体内で確実に行ってください。

	対象		申請期限	
第1期	令和4年	1月～ 3月回収分	令和4年	5月 2日(月)
第2期	〃	4月～ 6月回収分	〃	8月 1日(月)
第3期	〃	7月～ 9月回収分	〃	10月31日(月)
第4期	〃	10月～12月回収分	令和5年	1月31日(火)

申請期限が近くなっているにも関わらず、資源物回収業者から資源物売却伝票が送られてこない場合は、資源物売却伝票を早急に送ってもらうよう、回収業者へ依頼してください。資源物売却伝票を紛失した場合も、資源物回収業者に伝票の再交付についてご相談していただくようお願いいたします。

なお、上記の理由によって申請期限を過ぎた場合も、申請を受け付けることができませんので、申請期限に余裕を持ってお手続きをお願いいたします。

府中市公園清掃業務委託関連資料

《書類の提出期限と記入方法について》

必ず、お読みください。

- 1 契約書 2部
2 委任状 1枚

令和4年3月22日(火)まで ← 提出済
に都市整備部 公園緑地課 へ提出してください。

【記入方法・共通事項】

◎ボールペンで正しくご記入ください。

◎万一、記入の際に間違えたときは、**＝**（2本線）で消して、訂正印を押して正しく記入し直してください。（修正テープ、修正ペン等は絶対に使用しないでください。）

◎印鑑は、訂正する場合を含め、**全て同じもの**をご使用ください。

◎代表者等は、**令和4年4月1日現在の方**をご記入ください。

◎代表者等の変更が予定されていて、まだ決まっていない場合は提出時点の方をご記入ください。

【契約書】

◎収入印紙（200円）が1枚必要です。ご購入いただき貼付欄のある契約書1枚に貼り、割り印を押してください。

◎代表者氏名、住所、連絡先を記入し、代表者の私印あるいは団体の代表者の印を押印のうえ、**2部**（1部は印紙が貼ってあるもの）提出してください。公印を押して、後日送返いたします。

【委任状】

◎委託金の支払に必要な書類です。

◎団体名、代表者住所、代表者氏名、振込先口座を正確にご記入、押印してください。

◎必ず、**預金通帳の表紙及び表紙ウラ**をコピーして添付してください。

3 清掃等作業予定表

◎本書は、年間予定及び清掃場所の状況を記入して令和4年3月末日までに提出してください。

4 業務完了報告書

◎本書は、清掃業務が完了したことを市に報告する書類です。**次の期限を厳守**してください。

提出期間

4～7月分の報告は、令和4年8月10日までに提出してください。

8～11月分の報告は、令和4年12月12日までに提出してください。

12～3月分の報告は、令和5年4月10日までに提出してください。

◎実施した月日、作業した人数等をご記入ください。なお、契約では月2回以上定期的に行っていただくことになっています。

5 会計報告書

◎本書は、令和4年度の委託金の会計報告を記入して令和5年5月末日までに提出してください。

6 事故防止点検調査表

◎本書は、公園施設の破損等を見つけた場合に記入して提出してください。

7 公園等清掃業務委託代表者・支払金振替口座変更届

◎年度途中で代表者や委託金の振込口座に変更があったときに、記入し押印して提出ください。

◎振込口座の変更の場合には、必ず通帳の表紙及び表紙ウラをコピーして添付してください。

○ごみ袋についての変更点

清掃時にお出しいただくごみ袋について、これまでは各団体でご用意いただいたものをお使いいただいていたましたが、R4年度より市で配布する各活動統一のボランティア清掃用袋をご利用いただくことが可能となります。ごみ袋は、府中市役所本庁舎（環境政策課・資源循環推進課）・府中駅北第2庁舎（公園緑地課・道路課）・市内各文化センターで令和4年6月頃より配布いたします。なお、ごみ回収についてはこれまでと同様の対応となりますのでご承知おきください。



公園等清掃業務委託契約書

府中市(以下「甲」という。)と 府中多摩川通り住宅管理組合
(以下「乙」という。)は、公園等清掃業務について、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、公園、広場及びスポットパークなど(以下「施設」という。)の清掃業務
(仕様書に示してある施設及び清掃業務内容)を乙に委託する。

(期間)

第2条 契約期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(金額及び支払)

第3条 委託料は、年額 69,600 円(消費税及び地方消費税を含む)とする。

- 2 甲は、前項の委託料を4、5、6、7月、8、9、10、11月及び12、1、2、3月の3回に区分して、
それぞれを業務が完了後確認のうえ、乙に支払うものとする。

(契約の解除)

第4条 乙が次の各号の一に該当するときはこの契約を解除することができる。

- (1) 契約の解除を申し出たとき。
(2) 契約に示す業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めたとき。

(義務)

第5条 乙は、この契約を誠実に履行し、施設の適正な使用ができるように努めること。

(疑義の解釈)

第6条 この契約を履行するにあたり、疑義が生じたときは、甲乙の協議により決定する。

この契約を証するために、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和4年4月1日

甲 府中市宮西町2丁目24番地
府中市長 高野 律雄

乙 団体名 府中多摩川通り住宅管理組合

代表者名 自治会代表 坂本 裕司

住所 東京都府中市是政5丁目19番1

連絡先電話番号



整理番号 40

仕様書

1 施設、場所、清掃面積

	施設名称	場所	清掃面積
1	多摩川是政公園	是政5-19	1,300.02 m ²
2			m ²
3			m ²
4			m ²
5			m ²

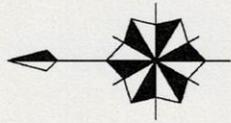
2 業務内容

- (1) 施設の効率的活用を図るために、清掃・除草・危険物の撤去・ごみの回収(以下「業務」という。)を行い、施設の清潔、美観の保持に努めること。
- (2) 業務で生じたごみは、燃やすごみ・燃やさないごみに分け、施設内の適切な場所にまとめて置く。
燃やすごみについては、落葉・下草・その他に分別する。
燃やさないごみについては、ビン・カン・ペットボトル・その他に分別する。
回収及び処分は市の委託業者が行うこと。
- (3) 施設内の遊具、柵、水飲みなどの故障、破損や樹木の枯損、その他の事由で施設の円滑な利用ができないときには、口頭又は事故防止点検調査表で甲へ連絡すること。
危険な状態の場合には、速やかに電話連絡をすること。
- (4) 業務は、月2回以上定期的に行い、その他必要と思われる場合及び甲が指示した場合には、その都度行うこと。

3 その地

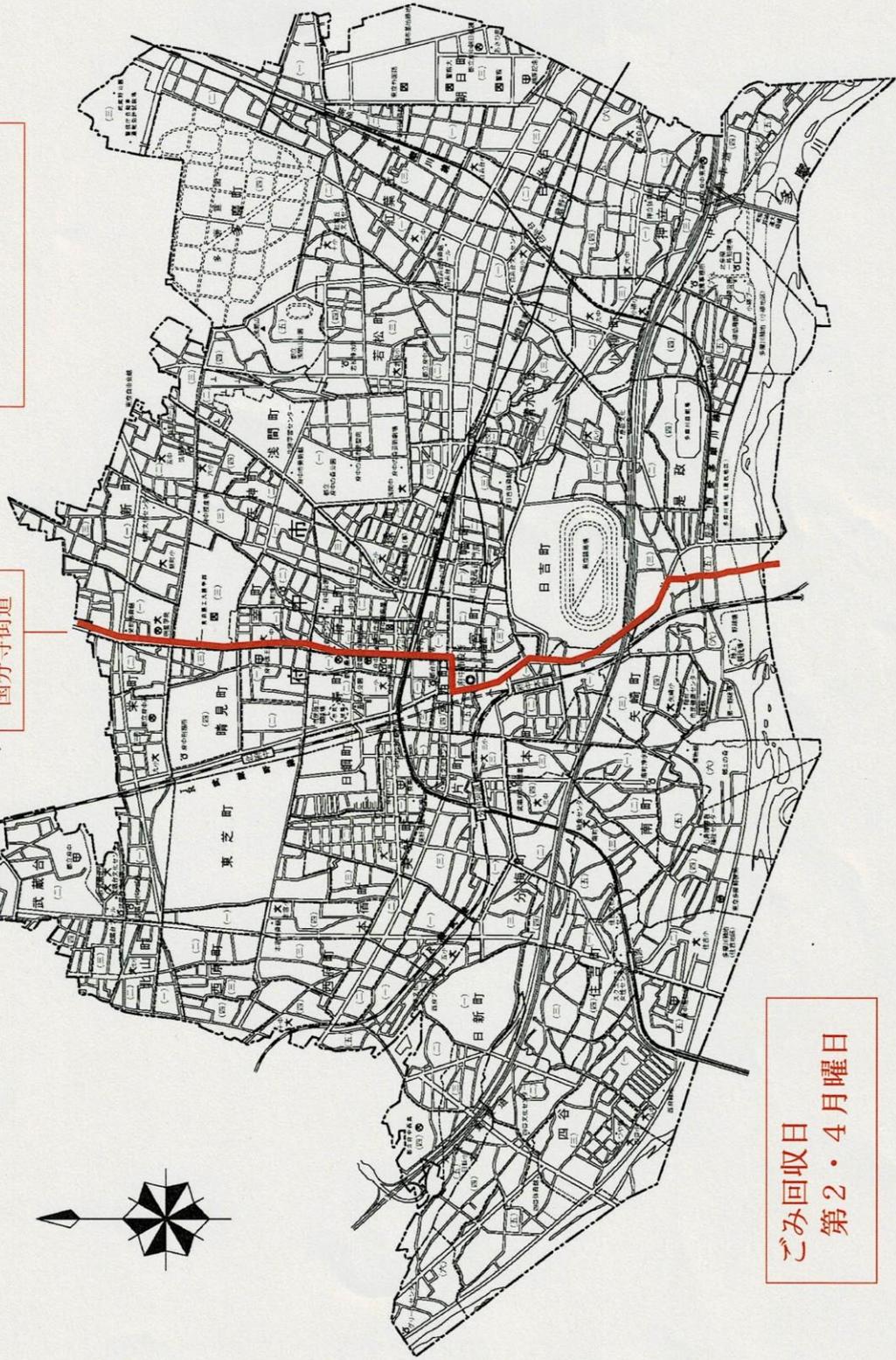
- (1) 業務を履行するために必要なほうき、ちり取り、ごみ袋などの用具及び消耗品は乙の負担とする。
- (2) 業務の遂行にあたっては、けがや事故に対して十分に注意を払うとともに、
万一生じた場合には、乙が解決すること。
- (3) 清掃等作業予定表を年度当初に提出すること。
- (4) 業務が終了後、4ヶ月ごとに所定の用紙で、業務完了報告書を提出すること。
- (5) 年度末に所定の用紙で会計報告をすること。

ごみ収集区域図



ごみ回収日
第1・3月曜日

国分寺街道



ごみ回収日
第2・4月曜日

※国分寺街道を境に東西に分ける。

令和4年度公園等ごみ回収カレンダー

4月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4 東	5	6	7	8	9
10	11 西	12	13	14	15	16
17	18 東	19	20	21	22	23
24	25 西	26	27	28	29	30

5月

日	月	火	水	木	金	土
1	2 東	3	4	5	6	7
8	9 西	10	11	12	13	14
15	16 東	17	18	19	20	21
22	23 西	24	25	26	27	28
29	30	31				

6月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6 東	7	8	9	10	11
12	13 西	14	15	16	17	18
19	20 東	21	22	23	24	25
26	27 西	28	29	30		

7月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4 東	5	6	7	8	9
10	11 西	12	13	14	15	16
17	18 東	19	20	21	22	23
24	25 西	26	27	28	29	30
31						

8月

日	月	火	水	木	金	土
	1 東	2	3	4	5	6
7	8 西	9	10	11	12	13
14	15 東	16	17	18	19	20
21	22 西	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

9月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5 東	6	7	8	9	10
11	12 西	13	14	15	16	17
18	19 東	20	21	22	23	24
25	26 西	27	28	29	30	

10月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 東	4	5	6	7	8
9	10 西	11	12	13	14	15
16	17 東	18	19	20	21	22
23	24 西	25	26	27	28	29
30	31					

11月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7 東	8 西	9	10	11	12
13	14 西	15 東	16	17	18	19
20	21 東	22 西	23	24	25	26
27	28 西	29 東	30			

12月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5 東	6 西	7	8	9	10
11	12 西	13 東	14	15	16	17
18	19 東	20 西	21	22	23	24
25	26 西	27 東	28	29	30	31 休

1月

日	月	火	水	木	金	土
1 休	2 休	3 休	4	5	6	7
8	9 西	10 東	11	12	13	14
15	16 東	17 西	18	19	20	21
22	23 西	24 東	25	26	27	28
29	30 東	31 西				

2月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6 東	7	8	9	10	11
12	13 西	14	15	16	17	18
19	20 東	21	22	23	24	25
26	27 西	28				

3月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6 東	7	8	9	10	11
12	13 西	14	15	16	17	18
19	20 東	21	22	23	24	25
26	27 西	28	29	30	31	

※まちなかきらの回収については、毎週金曜日収集・運搬とする。
 ※国分寺街道を境に東西に区域分けしています。

東 30 西 30
 52 きらら

会 計 報 告 書

年 月 日

府 中 市 長

団 体 名	
代 表 者 名	
連絡先電話番号	() -

次のとおり令和 年度公園等清掃業務の会計報告をします。

1.収入	公園等清掃業務委託金	円
------	-------------------	---

2.支出	科 目	主 な 内 訳	小 計
	ごみ袋、ほうき代など		
			円
	作業時の茶菓子代など		
			円
	親睦活動費		
			円
	その他		
			円
	計		円

3.残額	残 額 が 生 じ た 場 合 の 扱 い
円	

整理番号	
------	--

事故防止点検調査表

団体名.....

点検者.....

電話.....

公園・広場名.....

点検日 年 月 日

対象物	異常状態	備考
<input type="checkbox"/> 鉄棒	<input type="checkbox"/> バーが回転する <input type="checkbox"/> 柱が腐食して危険	
<input type="checkbox"/> 二連ブランコ <input type="checkbox"/> 四連ブランコ	<input type="checkbox"/> 腰かけ板がない <input type="checkbox"/> 腰かけ板がくさっている <input type="checkbox"/> 腰かけ板のボルトがない <input type="checkbox"/> キイキイ音がする <input type="checkbox"/> くさりがへって危険	
<input type="checkbox"/> すべり台	<input type="checkbox"/> すべり面が割れている <input type="checkbox"/> すべり面に穴があいている <input type="checkbox"/> すべり面がすりへって危険 <input type="checkbox"/> ボルトがゆるんでいる	
<input type="checkbox"/> 砂場	<input type="checkbox"/> ガラス等危険物が入っている	
<input type="checkbox"/> 日よけ	<input type="checkbox"/> 柱が腐食して危険	
<input type="checkbox"/> ベンチ	<input type="checkbox"/> 板がくさっている <input type="checkbox"/> 板がない <input type="checkbox"/> 板のボルトがない	
<input type="checkbox"/> 照明灯	<input type="checkbox"/> 柱が腐食している <input type="checkbox"/> 電気が切れている	
<input type="checkbox"/> トイレ	<input type="checkbox"/> 電気が切れている <input type="checkbox"/> ガラスが割れている	
<input type="checkbox"/> 車止め	<input type="checkbox"/> 鍵の紛失 <input type="checkbox"/> 鉄柱が腐食して危険	
その他の施設 異常がある場合 <input type="checkbox"/> にレ点でチェックしてください。	※ その他危険な箇所がありましたらご記入ください。	

公園等清掃業務完了報告書

年 月 日

府中市長様

団体名			
代表者名			
	連絡先電話番号		

※ 自治会から老人会、子供会等に依頼している場合は、その依頼先も記入してください。

団体名			
代表者名			
	連絡先電話番号		

次のとおり、4ヶ月の清掃除草などの業務が完了しましたので報告します。

※ 担当する施設ごとに記入し、作業内容は該当する項目をレ点でチェックしてください。

※ 担当する施設が2箇所以上ある場合は、裏面に記入してください。

清掃除草場所									
月	日	人	<input type="checkbox"/> 清掃	<input type="checkbox"/> 除草	<input type="checkbox"/> ごみ数	落葉	袋	下草	袋
			燃やすごみ	袋	燃やさないごみ	袋	びん	袋	
			かん	袋	ペットボトル	袋	その他 ()		
月	日	人	<input type="checkbox"/> 清掃	<input type="checkbox"/> 除草	<input type="checkbox"/> ごみ数	落葉	袋	下草	袋
			燃やすごみ	袋	燃やさないごみ	袋	びん	袋	
			かん	袋	ペットボトル	袋	その他 ()		
月	日	人	<input type="checkbox"/> 清掃	<input type="checkbox"/> 除草	<input type="checkbox"/> ごみ数	落葉	袋	下草	袋
			燃やすごみ	袋	燃やさないごみ	袋	びん	袋	
			かん	袋	ペットボトル	袋	その他 ()		
月	日	人	<input type="checkbox"/> 清掃	<input type="checkbox"/> 除草	<input type="checkbox"/> ごみ数	落葉	袋	下草	袋
			燃やすごみ	袋	燃やさないごみ	袋	びん	袋	
			かん	袋	ペットボトル	袋	その他 ()		
月	日	人	<input type="checkbox"/> 清掃	<input type="checkbox"/> 除草	<input type="checkbox"/> ごみ数	落葉	袋	下草	袋
			燃やすごみ	袋	燃やさないごみ	袋	びん	袋	
			かん	袋	ペットボトル	袋	その他 ()		
月	日	人	<input type="checkbox"/> 清掃	<input type="checkbox"/> 除草	<input type="checkbox"/> ごみ数	落葉	袋	下草	袋
			燃やすごみ	袋	燃やさないごみ	袋	びん	袋	
			かん	袋	ペットボトル	袋	その他 ()		

整理番号

公園等清掃業務委託料一覧

清掃等業務委託の委託料は、皆さんの清掃・除草などを行っている公園などの大きさ（面積）で、次の表にある面積の範囲で決められています。

複数の公園などを担当している団体の方は、契約書、仕様書に記入してある委託料を確認してください。

施設の面積 単位：平方メートル	月額最高 円	施設の面積 単位：平方メートル	月額最高 円
1 ～ 500	2,900	二ヶ村緑道 4,705	3,890
501 ～ 1,000	4,350	雑田堀親水路	3,240
1,001 ～ 1,500	5,800		
1,501 ～ 2,000	7,250		
2,001 ～ 2,500	8,700		
2,501 ～ 3,000	10,150		
3,001 ～ 3,500	11,600		
3,501 ～ 4,000	13,050		
4,001 ～ 4,500	14,500		
4,501 ～ 5,000	15,950		
5,001 ～ 5,500	17,400		
5,501 ～ 6,000	18,850		
6,001 ～ 6,500	20,300		
6,501 ～ 7,000	21,750		

注 委託料は、消費税及び地方消費税を含む金額です。

公園の特徴や清掃（特に除草）の作業状況により、上記の最高額より10～20%の減額をさせていただきます。

ゆうちょ銀行口座情報



記号：11380 番号：10379401

店名：一三八（読み イチサンハチ）

店番：138 普通預金口座番号：1037940

名義：府中多摩川通り住宅自治会（フチュウタマガワドオリジュウタクジチカイ）

※寄付金は随時受け付けております。

振込時お名前の前に「寄付（キフ）」をお付けいただくと助かります。

発行日 2022年5月23日

発行者 府中多摩川通り住宅自治会

